

様式 2

不利益処分に係る処分基準

|                  |                      |   |
|------------------|----------------------|---|
| 処 分 の 名 称        |                      | さいたま市宮武蔵浦和駅東駐車場の駐車の拒否   |
| 根拠条例・規則名         |                      | さいたま市宮武蔵浦和駅東駐車場条例   |
| 条 項              |                      | 第 1 1 条第 1 号から第 4 号まで   |
| 所 管 部 課          |                      | 都市局 都市計画部 自転車まちづくり推進課 (電話:048-829-1399)   |
| 処<br>分<br>基<br>準 | 基 準<br>(未設定の場合はその理由) | <p>市長は、次のいずれかに該当するときは、駐車を拒否することができる。</p> <p>(1) 発火性、引火性又は爆発性の物品を積載しているとき。</p> <p>(2) 駐車場の構造又は管理上駐車を不相当と認めたとき。</p> <p>(3) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は駐車場の係員の指示に従わないとき。</p> <p>(4) そのほか、市長が特に必要があると認めたとき。</p> |
|                  | 設定等年月日               | 平成 1 8 年 7 月 1 5 日設定 平成 年 月 日最終改正   |
| 備 考              |                      |   |